

田上町いじめ防止基本方針 新旧対照表（変更部分の抜粋）

改定後（令和6年10月）	改定前（令和2年3月）
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>はじめに</p> <p>第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向</p> <p>1 いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2 定義</p> <p>（1） いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>（2） いじめ類似行為の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項・・・・・・・・ 2</p> <p>4 いじめの防止等に関する基本的な考え方</p> <p>（1） いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>（2） いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>（3） いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>（4） 家庭や地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>（5） 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>第2 田上町及び町教育委員会が実施すべき施策</p> <p>1 田上町いじめ問題対策連絡協議会の設置・・・・・・・・・・ 4</p> <p>2 田上町いじめ問題調査委員会の設置・・・・・・・・・・ 4</p> <p>3 田上町及び町教育委員会の施策</p> <p>（1） 各学校におけるいじめの発生状況の把握・・・・・・・・・・ 4</p> <p>（2） インターネットを通じて行われるいじめへの対策・・・・ 4</p> <p>（3） 対応に向けた調査の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>（4） 解決困難ないじめへの解決に向けた支援・・・・・・・・・・ 4</p> <p>（5） いじめ防止等の取組の点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>（6） 指導力向上のための資料提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 5</p> <p>第3 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>1 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>（1） 学校基本方針を定める意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5</p> <p>（2） 学校基本方針の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5</p> <p>（3） 学校基本方針の策定上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・ 5</p>	<p>（加える。）</p>

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 学校いじめ対策組織の組織構成・・・6
- (2) 学校いじめ対策組織の役割・・・6
- (3) 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存・・・6

3 いじめの防止等の取組

- (1) いじめの防止・・・6
- (2) いじめの早期発見の取組・・・7
- (3) いじめへの対処・・・7
- (4) 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮・・・8
- (5) 取組の評価と改善・・・8

第4 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態・・・8
- (2) 重大事態の調査及び報告・・・9
- (3) 調査結果の提供及び報告・・・10

2 町長による再調査及び措置

- (1) 調査結果について調査を行うことについて・・・10
- (2) 再調査を行うための組織・・・10
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等・・・10

第5 その他いじめ防止等のための取組に関する事項・・・10

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりう

(加える。)

るという事実を踏まえ、治療的な関わりではなく、未然防止やいじめが起りにくい集団づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深めるなかで児童生徒の人間性を育み、よりよい人間関係を築こうとする態度を育成できるよう、積極的に取り組んでいかなければなりません。

そこで、田上町及び田上町教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針「田上町いじめ防止基本方針」を平成27年3月に策定しました。

その後、平成30年7月に、国や県の動向から見直しを行いました。令和2年12月「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行され、令和3年7月には「新潟県いじめ防止基本方針」が改定されました。さらに、令和6年2月の「田上町いじめ問題調査委員会 調査報告書」で示された課題や提言を踏まえて、この度、見直しを図りました。

今後とも、いじめの防止及びいじめ見逃しゼロに向け、学校、家庭、地域が一体となって取り組み、子どもたちが安心安全に過ごせる田上町の実現に全力で取り組んでまいります。

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、まず、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、田上町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、まず、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、田上町教育委員会_____、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対

しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

2 定義

(1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある^{※3-1}ことから、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条第2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」^{※3-2}とされている。

※1～※2（略）

※3-1（略）

※3-2 具体的ないじめ類似行為の例

・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

(※1～※3-1は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による。)

しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

(加える。)

2 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある^{※3}ことから、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(加える。)

※1～※2（略）

※3（略）

(加える。)

(※1～※3は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による)

3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- (略)
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）等において判断する。
- (略)
- (略)
- いじめに該当すると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。好意で行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらず良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。
- (略)

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう、迅速かつ適切に対応することが重要である。(略)

(1) (略)

ア～エ (略)

(2) (略)

(3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を

3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- (略)
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」）」において判断する。
- (略)
- (略)
- いじめに該当すると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。好意で行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらず良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、校内のいじめ対策組織に報告し、情報を共有する。
- (略)

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう、迅速かつ適切に対応することが重要である。

(1) (略)

①～④ (略)

(2) (略)

(3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を

確保することや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。

また学校は、いじめの認知を町教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等緊密に連携する。

(4) (略)

(5) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、町教育委員会と学校は日頃から情報共有体制を構築しておく。

第2 田上町及び町教育委員会が実施すべき施策

1 田上町いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項の規定に基づく組織として、田上町いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

連絡協議会は、田上町青少年問題協議会^{※4}がその機能を果たすものとし、次に掲げる役割を担う。

- いじめの防止に関する機関等相互の連絡調整
- いじめの防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有
- いじめの防止等に向けた関係機関等のネットワークづくりについての協議
- 関係機関等の相談窓口等の周知等

※4 田上町青少年問題協議会設置要綱(昭和30年条例第70号)

2 田上町いじめ問題調査委員会の設置

法第28条第1項の規定に基づく組織として、田上町いじめ問題調査委員会^{※5}(以下「調査委員会」という。)を設置することができる。

調査委員会は、町教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る調査を行う。

確保することや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。

(加える。)

(4) (略)

(5) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、_____学校は、日頃から情報共有体制を構築しておく。

第2 田上町及び町教育委員会が実施すべき施策

1 いじめ防止等に関する関係機関との連携強化

(加える。)

(2) 学校基本方針の内容

ア～イ (略)

ウ イを徹底するために、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方について具体的な取組を盛り込むことに努める。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ (略)

(3) (略)

ア～ウ (略)

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、即時対応及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策組織を設置する。

(1) 学校いじめ対策組織の組織構成

(略)

(2) 学校いじめ対策組織の役割

(略)

(3) 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はいじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを一人で抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、全て同組織に報告、相談する。

当該組織に集められた情報は個別の事案ごとに記録(メモ等を含む)し、情報の共有化を図るとともに、記録は小学校、中学校ともに発生後5年間は保存する。また、児童生徒の進学・進級時に適切に引き継いだり、情報提供したりする。

3 いじめの防止等の取組

(1) (ア)～(オ) (略)

(2) (ア)～(オ) (略)

2 学校基本方針の内容

(1)～(2) (略)

(3) (2)を徹底するために、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方について具体的な取組を盛り込むことに努める。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

(4) (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(加える。)

(4) 各学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、即時対応及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会(以下「学校対策委員会」という。)を設置する。

① 学校対策委員会の組織構成

(略)

② 学校対策委員会の役割

(略)

(5) 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はいじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを一人で抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、全て同組織に報告、相談する。

当該組織に集められた情報は個別の事案ごとに記録(メモ等を含む)し、情報の共有化を図るとともに、記録は小学校、中学校ともに卒業、転出後3年間保存する。また、児童生徒の進学・進級時に適切に引き継いだり、情報提供したりする。

(6) いじめの未然防止等の取組

① (ア)～(オ) (略)

(3) いじめへの対処

ア～エ (略)

(ア)～(イ) (略)

オ (略)

カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、文部科学省の通知に即して直ちに町教育委員会及び警察署等の関係機関に相談して対処する。

※参照 文部科学省 平成25年5月16日 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について (通知)

(別紙1) 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

(4)～(5) (略)

第4 重大事態への対処

1 (略)

(1) 重大事態

ア (略)

(ア)～(イ) (略)

(ウ) その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

各学校は、重大事態が発生した場合、直ちに町教育委員会に報告する。報告を受けた町教育委員会は、その旨を町長に報告する。

(2) 重大事態の調査及び報告

ア (略)

(7) ①～⑤ (略)

(8) いじめへの即時対応

①～④ (略)

ア～イ (略)

⑤ (略)

⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、_____直ちに教育委員会及び警察署等の関係機関に相談して対処する。

(加える)

(9)～(10) (略)

第4 重大事態への対処

1 (略)

(1) 重大事態

① (略)

ア～イ (略)

ウ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

各学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、その旨を町長に報告する。

2 重大事態の調査及び報告

(ア)～(カ) (略)

a～c (略)

(キ)～(ク) (略)

イ 調査の趣旨及び調査主体

町教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告を受けた場合は、その事案の調査を行う調査主体やどのような調査組織にするかを判断する。調査主体は、学校が主体となってしまう場合と町教育委員会が主体となってしまう場合が想定され、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

また、学校が主体となってしまう調査に着手した場合でも、その後、町教育委員会が必要と認めるときは、町教育委員会が主体となってしまう調査を行う。

ウ 調査を行うための組織

町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

学校が調査を行う場合は、学校に設置する「学校対策委員会」を母体として、校長が「調査委員会」を設置する。

町教育委員会が調査を行う場合の組織構成については、専門機関の関係者、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう構成する。

エ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、町教育委員会は、学校と連携の上、児童生徒に関して、出席停止措置の運用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒、保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない

(1) (略)

①～⑥ (略)

ア～ウ (略)

⑦～⑧ (略)

(2) 調査の趣旨及び調査主体

教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告を受けた場合は、その事案の調査を行う調査主体やどのような調査組織にするかを判断する。調査主体は、学校が主体となってしまう場合と教育委員会が主体となってしまう場合が想定され、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

また、学校が主体となってしまう調査に着手した場合でも、その後、教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会が主体となってしまう調査を行う。

(3) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

学校が調査を行う場合は、学校に設置する「学校対策委員会」を母体として、校長が「調査委員会」を設置する。

教育委員会が調査を行う場合の組織構成については、専門機関の関係者、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(4) その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、学校と連携の上、児童生徒に関して、出席停止措置の運用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の

風評等が流れたりする可能性があることから、町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者へのケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(3) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は町教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたっては、学校又は町教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は町教育委員会に報告し、町教育委員会は町長に報告する。

2 町長による再調査及び措置

(1) 調査結果について調査を行うことについて

法第28条第1項の規定による調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定による調査の結果について調査を行う（以下「再調査」という。）ことができる。

(2) 再調査を行うための組織

再調査を実施する組織は、弁護士や学識経験者、心理や福祉等の専門家等の専門的な知識や経験を有する者などで構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう構成する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防

児童生徒、保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする可能性があることから、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者へのケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

3 調査結果の報告を受けた町長による調査結果について調査を行うこと及び措置

(1) 調査結果について調査を行うことについて

前節(5)の②の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う（以下「再調査」という。）ことができる。

(2) 再調査を行うための組織

再調査を実施する組織は、弁護士や学識経験者、心理や福祉等の専門家等の専門的な知識や経験を有する者などで構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任におい

<p>止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>第5 (略)</p> <p>附則 (平成27年3月31日) この方針は平成27年3月31日から施行する。</p> <p>附則 (令和2年3月31日) この方針は令和2年3月31日から施行する。</p> <p>附則 (令和6年10月31日) この方針は令和6年10月31日から施行する。</p>	<p>て、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>第5 (略)</p> <p>(加える。)</p>
--	--